

地域商店街活性化事業助成金交付規程

平成25年2月28日 制定

全国商店街振興組合連合会

地域商店街活性化事業助成金交付規程

(通則)

第1条 地域商店街活性化事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、地域商店街活性化事業実施要領及びこの規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、商店街振興組合等が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある事業(以下「地域商店街活性化事業」という。)に要する経費を助成することにより、消費税の税率引上げを見据えた恒常的な商店街の集客力及び販売力の向上を図ることを目的とする。

(助成金交付対象及び助成事業者の要件)

第3条 本助成金は、商店街振興組合等が行う地域商店街活性化事業に対し、別表「助成対象経費」に掲げるもののうち、全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」という。)理事長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

2 助成事業者の要件

- (1)助成対象者が、平成25年3月1日現在で、設立(結成)から、1年以上経過していること。
- (2)助成対象者の運営が適切に行われており、かつ、専従役員若しくは実質的に助成対象者の事務を行っている役員等がいるなど、管理運営体制が整備され、本事業の円滑な実施に支障が生ずるおそれがないこと。
- (3)助成対象者の財政又は資金調達が健全であること。
- (4)助成対象者が、本事業に係る国等の補助事業を重複して受けていないこと。(補助事業を受けることが決定しているものを含む。)

3 審査の観点

全振連は、助成金の交付を受けようとする商店街振興組合等から提出された書類に基づいて以下の事項等に基づき審査を行う。

- (1)商店街が主体的に関与し、事業を適正に実施することが可能なこと
- (2)地域コミュニティの担い手として事業を実施することが期待され、商店街の体質強化を目的とした集客促進、需要喚起に効果があること
- (3)商店街振興組合等の所在する地方自治体からも支援が期待できること
- (4)目標、事業規模等に妥当性があり、実施する事業に既存の活動と異なる新規性が認められること

(助成金額の上限及び下限、助成額)

第4条 助成金額の上限及び下限、助成の額は次のとおりとする。

- (1)助成金額の上限は400万円、下限は30万円とする。
- (2)助成の額は定額とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 商店街振興組合等は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1による助成金交付申請書を原則として事業開始日の10日前までに全振連理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第6条 全振連理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金の交付の決定を行い、様式第2による助成金交付決定通知書により組合等に通知するものとする。この場合において全振連理事長は、助成金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付の決定をすることができる。

2 全振連理事長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の交付決定の内容又は、これに付された条件に対して不服がある場合に組合等が申請の取下げをすることができる期日は、助成金交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(計画の変更等の承認)

第8条 商店街振興組合等は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、あらかじめ、様式第3による計画変更承認申請書を全振連理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 助成対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 助成対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 全振連理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の届出)

第9条 商店街振興組合等は、当該助成事業を予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、すみやかに、様式第4による事故報告書を全振連理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 全振連理事長は必要に応じ、組合等に対し、9月30日現在における助成事業の遂行状況について様式第5による助成事業遂行状況報告書を提出させることができる。

(実績報告)

第11条 商店街振興組合等は、イベント等の事業を実施した場合、事業実施後30日以内又は2月15日のいずれか早い期日までに、イベント等の事業実施時の集客人数を、様式第6によるイベント等事業実績報告書を全振連理事長に提出しなければならない。

2 商店街振興組合等は、助成事業の完了後30日以内(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)又は2月15日のいずれか早い期日までに、様式第7による助成金事業実績報告書を全振連理事

長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第12条 全振連理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書を審査し、必要に応じ現地調査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、商店街振興組合等に通知する。

2 前項に規定する助成金の額の確定は、実支出額又は助成金の額のいずれか低い額の合計額とする。

(精算払いの請求)

第13条 商店街振興組合等は、助成金の精算払を受けようとするときは、事業ごとに様式第8による助成金精算払請求書を全振連理事長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

第14条 全振連理事長は、助成事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 商店街振興組合等が、法令、本交付規程又は法令若しくは本交付規程に基づく全振連理事長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 商店街振興組合等が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(3) 商店街振興組合等が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 全振連理事長は、助成金交付決定の取消しをした場合は、その旨を組合等に対しすみやかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 商店街振興組合等は、前条の規定により取消しを受けた場合において既に助成金の交付を受けているときは、助成金返還通知書に従って、助成金を返還しなければならない。この場合において、全振連理事長は商店街振興組合等が助成金を受領した日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて同通知書に付加するものとする。

2 商店街振興組合等は、第12条の規定により助成金の額の確定を受けた場合において既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成金返還通知書に従って、助成金を返還しなければならない。

3 当該助成金の返還期限は、当該返還通知がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第16条 商店街振興組合等は、助成対象経費(助成事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成事

業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 商店街振興組合等は、取得財産等について、事業ごとに様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 商店街振興組合等は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に事業ごとに様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 全振連理事長は、商店街振興組合等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を全振連に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、全振連理事長が別に定める期間とする。この場合において、全振連理事長が別に定める期間は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)に準拠するものとする。
 - 3 商店街振興組合等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ事業ごとに様式第11による申請書を全振連理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 第16条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(収益納付)

- 第18条 全振連理事長は、助成事業の実施又は取得財産等の運営、貸与により相当の収益が生じたと認められたときは、商店街振興組合等に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を全振連に納付させることができる。

(助成事業の監査)

- 第19条 全振連理事長は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要と認められたときは、商店街振興組合等に対し監査を行うことができる。

(助成事業において取得した個人情報の取扱い)

- 第20条 商店街振興組合等は、助成事業によって取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 商店街振興組合等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 個人情報を第三者(前項に該当する場合を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 個人情報について、助成事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報

報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 商店街振興組合等は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、全振連理事長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告し、全振連理事長の指示に従わなければならない。
- 5 商店街振興組合等は、個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととする。

(助成金の経理)

第21条 商店街振興組合等は、助成金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実施効果の報告)

- 第22条 商店街振興組合等は、原則として助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度内に本助成事業の実施効果について、様式第12による実施効果報告書により全振連理事長に報告しなければならない。
- 2 商店街振興組合等は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
 - 3 全振連理事長は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業等の効果が第5条の交付の申請の際において想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善のため指導・助言を行うことができる。

附 則

この交付規程は平成25年2月28日から施行する。

別 表

助 成 対 象 経 費

経費科目	助成対象経費の内訳
① 謝金	謝金
② 旅費	旅費
③ 庁費	会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費。
④ その他の経費	その他の経費

※助成対象経費には、消費税は含まれません。

様式第1

番 号
年 月 日

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金交付申請書

地域商店街活性化事業助成金交付規程第5条の規定に基づき、下記のとおり、助成金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業計画書 様式第1-1
2. 経費明細書 様式第1-2

事業計画書

1. 事業に要する経費

総事業費	総事業費計	円
	助成対象経費	円
	助成金額	円
	自己負担額	円
国等以外からの補助の有無	補助の有無：有・無（該当する方を○で囲む） 支援施策名： 支援団体（地方自治体）名： 補助金額：円	

2. 実施予定期間

事業実施予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
----------	---------------------

3. 事業内容

事業名	
事業の概要 ※「商店街が抱える課題や問題」と対応した事業であること。 ※事業が複数ある場合（商店街の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込まれるイベント等と商店街の体質強化に資する事業等）、各事業の具体的な内容をそれぞれ記載すること。	
イベント事業等 ※イベント事業等を実施する場合には、上記「事業の概要」に記載した内容のうち、事業名及び開催予定日を明記すること。	（事業名） （開催予定日）

<p>本事業の実施体制及び他機関との連携体制</p>	
<p>若手・女性の参画の有無</p>	<p>1. 有 2. 無 (具体的に)</p>
<p>継続している事業の場合は、これまでとの違い(新規の要素)を記載すること</p>	

4. 事業の効果・数値目標

<p>事業の効果・数値目標</p> <p>※事業の効果を測定する指標として定めた、「歩行者通行量(イベント実施時などの通行量ではなく、平常時の通行量を用いること)」の増減及び「売上高」の増減(又は「空き店舗数」の増減)、その他独自に設定した指標の効果を記載すること</p>	
<p>取組が単発で終わらず効果を維持するための工夫、資金の手当て</p>	

注：事業が複数ある場合(商店街の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込まれるイベント等と商店街の体質強化に資する事業等)、3. 事業内容の事業の概要を、各事業の具体的な内容ごとにそれぞれ記載してください。

経 費 明 細 書

(単位:円)

助成対象経費項目		助成事業に 要する経費	助成対象経費		助成金額	助成事業に要する経費に係る 積算内訳(消費税込み) (必要に応じて別紙添付のこと)
区分	項 目		員数・ 回数等	事業金額		
①謝金	謝金		人			
②旅費	旅費		人			
③庁費	会議費		回			
	借料		—			
	設営費		—			
	広報費		—			
	印刷費		—			
	資料購入費		—			
	通信運搬費		—			
	備品費		—			
	消耗品費		—			
	委託費		—			
	外注費		—			
	雑役務費		—			
小 計			—			
④その 他の経 費	その他の経 費		—			
①～④の合計			—			
⑤その他助成対象外 経費			—	—	—	
総事業費 (①～⑤の合計)			—			

注1: 商店街の恒常的な集客力向上や、販売力向上が見込まれるイベント等、商店街の体質強化に資する事業の内容について、事業の具体的な内容ごとに整理してください。

注2: イベント等の事業と体質強化の事業は別葉で整理してください。

注3: 各経費の積算内訳を示してください。必要に応じて別紙を添付してください。

殿

全国商店街振興組合連合会

理事長

印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました地域商店街活性化事業助成金については、地域商店街活性化事業助成金交付規程第6条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 助成金の交付の対象となる事業並びに助成事業に要する経費の配分及び負担区分は、申請書記載のとおりとします。
2. 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとします。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円
3. 助成金の額の確定は、助成対象経費ごとの実支出額又は助成金の額のいずれか低い額の合計額とします。
4. 助成事業の内容を変更及び助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは計画変更等の承認を必要とします。
5. 助成事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び本交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - (1)本交付規程第14条の規定による交付決定の取消し、第15条の規定による助成金の返還
 - (2)相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (3)助成事業者等の名称及び不正の内容の公表

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金計画変更(等)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業の計画(内容、経費の配分)を変更したいので、地域商店街活性化事業助成金交付規程第8条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が助成対象事業に及ぼす影響
4. 変更の経費明細

(注)中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第4

番 号
年 月 日

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の助成事業について、下記のとおり事故があったので、地域商店街活性化事業助成金交付規程第9条の規定に基づき報告します。

記

1. 助成事業の進捗状況
2. 同上に要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注)事故の理由を立証する書類を添付してください。

様式第5

番 号
年 月 日

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業について、地域商店街活性化事業助成金交付規程第10条に基づき、平成 年9月30日現在における助成事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

助成事業遂行状況明細書

(単位:円)

助成対象経費項目		助成事業に要する経費		助成対象経費				助成金額申請	
区分	項目	計画額	9/30現在	員数・回数等		助成対象金額		計画額	9/30現在
				計画	9/30現在	計画額	9/30現在		
①	謝金			人	人				
②	旅費			人	人				
③	庁費			回	回				
	会議費			—	—				
	借料			—	—				
	設営費			—	—				
	広報費			—	—				
	印刷費			—	—				
	資料購入費			—	—				
	通信運搬費			—	—				
	備品費			—	—				
	消耗品費			—	—				
	委託費			—	—				
	外注費			—	—				
	雑役務費			—	—				
小計			—	—					
④	その他の経費の経費			—	—				
①～④の合計				—	—				
⑤	その他助成対象外経費			—	—	—	—	—	—
総事業費 (①～⑤ 合計)				—	—				

注1: 商店街の恒常的な集客力向上や、販売力向上が見込まれるイベント等、商店街の体質強化に資する事業の内容について、事業の具体的な内容ごとに整理してください。

注2: イベント等の事業と体質強化の事業は別葉で整理してください。

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

イベント等事業実績報告書

本会は、平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた地域商店街活性化事業助成金に係るイベント等事業を終了しましたので、地域商店街活性化事業助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 実施した事業の内容
3. 助成事業の実績（イベント時の集客数）

様式第7

番 号
年 月 日

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金事業実績報告書

本会は、平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた地域商店街活性化事業助成金に係る助成事業を完了しましたので、地域商店街活性化事業助成金交付規程第11条第2項の規定に基づき、別紙のとおりその実績を報告します。

事業報告書

1. 事業に要した経費

総事業費	総事業費計	円
	助成対象経費	円
	助成金額	円
	自己負担額	円
国等以外からの補助の有無	補助の有無： 有 ・ 無（該当する方を○で囲む） 支援施策名： 支援団体（地方自治体）名： 補助金額： 円	

2. 実施期間

事業実施予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
----------	---------------------

3. 事業内容

事業名	
事業の概要 ※「商店街が抱える課題や問題」と対応した事業であること。 ※事業が複数ある場合（商店街の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込まれるイベント等と商店街の体質強化に資する事業等）、各事業の具体的な内容をそれぞれ記載すること。	

<p>本事業の実施体制及び他機関との連携体制</p>	
<p>若手・女性の参画の有無</p>	<p>1. 有 2. 無 (具体的に)</p>
<p>継続している事業の場合は、これまでとの違い(新規の要素)を記載すること</p>	

4. 事業の効果・数値目標結果

<p>事業の効果・数値目標結果</p> <p>※事業の効果を測定する指標として定めた、「歩行者通行量(イベント実施時などの通行量ではなく、平常時の通行量を用いること)」の増減及び「売上高」の増減(又は「空き店舗数」の増減)、その他独自に設定した指標の効果を記載すること</p>	
<p>取組が単発で終わらず効果を維持するための工夫、資金の手当て</p>	

注：事業が複数ある場合(商店街の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込まれるイベント等と商店街の体質強化に資する事業等)、3. 事業内容の事業の概要を、各事業の具体的な内容ごとにそれぞれ記載してください。

経 費 明 細 書

(単位:円)

助成対象経費項目		助成事業 に要する 経費	助成対象経費		助成金額	助成事業に要する経費に係る 積算内訳(消費税込み) (必要に応じて別紙添付のこと)
区分	項目		員数・ 回数等	事業金額		
①	謝金		人			
②	旅費		人			
③	会費		回			
	借料		—			
	設営費		—			
	広報費		—			
	印刷費		—			
	資料購入費		—			
	通信運搬費		—			
	備品費		—			
	消耗品費		—			
	委託費		—			
	外注費		—			
	雑役務費		—			
	小計		—			
④	その他の経費		—			
①～④の合計			—			
⑤	その他助成対象外経費		—	—	—	
総事業費 (①～⑤合計)			—			

注1: 商店街の恒常的な集客力向上や、販売力向上が見込まれるイベント等、商店街の体質強化に資する事業の内容について、事業の具体的な内容ごとに整理してください。

注2: イベント等の事業と体質強化の事業は別葉で整理してください。

注3: 各経費の積算内訳を示してください。必要に応じて別紙を添付してください。

旅 費 請 求 (領収) 書

(単位：円)

代表者役職・氏名 殿		請求者 氏 名			
請求金額		出張 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	(日間)	(夜)
出張先 および用務					
請求金額 の 内 容	区 分	区 間		金 額	
				片道料金	往復料金
	運 賃	自 至 km			
		自 至 km			
	船 賃	自 至 km			
	航 空 賃	自 至 km			
	特別急行料金	自 至 km			
		自 至 km			
	普通急行料金	自 至 km			
		自 至 km			
	指定席料金	自 至 km			
	寝台料金	自 至 km		日分	
	日 当	半日 円 1日 円		日分	
	宿泊料	1泊 円		泊分	
合 計					
所得税源泉控除額 10.21%					
差 引 受 取 額					
上記請求金額正に領収いたしました。					
平成 年 月 日					
住所 氏名					(印)

注：事業計画で専門家旅費、役職員等旅費がある場合、個別に作成してください。

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記助成金について、地域商店街活性化事業助成金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 円

2. 振込先

ふりがな	
金融機関名 及び支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

様式第9

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得年月日	耐用 年数	保管 場所	助成 額	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が地域商店街活性化事業助成金交付規程第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とします。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とします。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載してください。

様式第10

取得財産等管理明細表（平成 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得年月日	耐用 年数	保管 場所	助成額	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が地域商店街活性化事業助成金交付規程第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とします。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とします。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載してください。

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金に係る取得財産等の処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記助成金により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、地域商店街活性化事業助成金交付規程第17条第3項の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
(処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等。))

2. 処分理由

(注)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

全国商店街振興組合連合会
理事長 殿

商店街名
代表者役職・氏名 印

平成 年度地域商店街活性化事業助成金事業実施効果報告書

平成 年度地域商店街活性化事業を実施した効果について、地域商店街活性化事業助成金交付規程第22条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 実施した事業内容

(1) 事業名

(2) 事業の概要

2. 事業の効果・数値目標結果

(1) 当初の数値目標

(2) 達成状況

※数値及び計測内容や時期を具体的に記載すること

(3) 目標達成のために取り組んだ内容